



熊本県公報

第12843号
令和元年(2019年)
7月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 定期種畜検査報告の通報…………… (畜産課) 2
- 種畜証明書の手換交付…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (//) 5
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 6

公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 11
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 12
- 換地処分…………… (農地整備課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 12
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 13
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 13
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 13
- 県有林立木の公売…………… (森林整備課) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 17
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 17

登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1に係る落札者決定…………… (学校人事課) 18
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2に係る落札者決定…………… (//) 18
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3に係る落札者決定…………… (//) 19
- 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4に係る落札者決定…………… (//) 19
- 熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(熊本県公安委員会告示第12号)の一部改正…………… (警察本部地域課) 20
- 環境影響評価方法書の作成及び説明会の開催…………… (株式会社一条工務店) 20
- 熊本県公安委員会公印規則の一部改正…………… (警察本部総務課) 21

告 示

熊本県告示第192号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
人吉中央温泉病院 人吉市上青井町170-1	医療法人蘇春堂	令和元年(2019年)5月31日	介護療養型医療施設

熊本県告示第193号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	
5月14日 (火)	11381197068	1	肉用牛	1級	独立行政法人家畜改良センター 熊本牧場	
	10203780020 10241320080 11184003160 10841333831 11263137847 11371138576 11336356632 11409512279 11420509906 11352247563 11352248812 11211928831 10267846922 11356869914 11445381679 11392795024 11353657613 11478230883 11361025350 11501001206 11392794836 11361034116 11351057484 11389658103 11509495564 11465042512 11361061006 11358358775 11353657705 11433977518 11445075455 11374135664 11488478435 11358358522 11351059303 11529983089 11381197082 11356988400 11351094113 11351094229 11397921510 11565301878 11448416415 11369270776 11369276068 11565305364	46	肉用牛	特級 (2頭) 1級 (44頭)	熊本県農業研究センター	
	31943010001 31943010002 31943010003 31843010001 31843010002 31943010004 31743010002 31943010005 31943010006 31943010007 31743010005	11	豚	2級		
	5月15日 (水)	11360061991	1	肉用牛	2級	株式会社帆保畜産
		10842186160	1	肉用牛	2級	児嶋康博
		21601120013 21243010007 21943010001	3	馬	2級	株式会社ストームファームコーポレーション
		21401180004	1	馬	2級	西田裕誠

5月16日 (木)	21243010237 21243010244	17	馬	2級	古閑清和
	21243010246 21243010247				
	21343010007 21243010253				
	21543020001 21543020002				
	21543020004 21743010006				
	21700170002 21843010006				
	21843010007 21843010008				
	21843010009 21943010002				
	21943010003				
	11363157226	1	肉用牛	1級	
	21643020006	1	馬	2級	本田土寿
	11529929322	1	肉用牛	2級	中原誠喜
5月17日 (金)	31943020001 31943020002	165	豚	2級	全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場
	31943020003 31943020004				
	31943020005 31843020003				
	31843020004 31943020006				
	31943020007 31943020008				
	31943020009 31943020010				
	31943020011 31443020120				
	31543030047 31543030082				
	31643030011 31643030054				
	31643030056 31643030057				
	31643030062 31643030069				
	31643030100 31643030115				
	31743020009 31743020014				
	31743020015 31743020017				
	31743020021 31743020030				
	31743020032 31743020033				
	31743020042 31743020050				
	31743020062 31743020065				
	31743020069 31743020070				
	31743020072 31743020073				
	31743020074 31743020079				
	31743020080 31743020081				
	31843020006 31843020008				
	31843020009 31843020011				
	31843020012 31843020013				
	31843020014 31843020016				
	31843020017 31843020018				
	31843020020 31843020021				
	31843020022 31843020023				
	31843020025 31843020028				
	31843020029 31843020030				
	31843020031 31843020032				
31843020037 31843020040					
31843020041 31843020042					
31843020044 31843020045					
31843020047 31843020049					
31843020050 31843020051					
31843020052 31843020055					
31843020056 31843020063					
31843020066 31843020068					

	31843020070 31843020071 31843020073 31843020074 31843020075 31843020077 31843020081 31843020083 31843020085 31943020012 ~ 31943020087					
5月20日 (月)	21243010233	1	馬	2級	佐藤清光	
	21443010001	1	馬	2級	園田淳二	
	11398176063 10844726401	2	肉用牛	1級	農事組合法人狩尾牧場	
5月21日 (火)	11300548872 11477922543 11392115051 11464111417 11414513513 11451112311 11416913755 11511910949 11434199360 11467011875	10	乳用牛	2級	一般社団法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	
	11372242357 11478451530 11497376722 11380854092 11363774188 11522825386 11373838573	7	肉用牛	1級 (4頭) 2級 (3頭)		
	21301180004	1	馬	2級	有限会社駒城	
	21443020149 21243020004 21201230014 21801170007 21943030001	5	馬	1級 (1頭) 2級 (4頭)	有限会社宮村牧場	
	21243020005 21601180005 21643040004	3	馬	2級	堤美賀子	
	21543040003 21700170004	2	馬	2級	岩本剛	
	5月22日 (水)	10836550489 11501001367	2	肉用牛	2級	江藤要一
		11421215578 11527222098	2	肉用牛	2級	株式会社江藤和牛ブリーダーズ
21243020007 21201180004		2	馬	2級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	
21243020008		1	馬	級外	株式会社アイランドリゾート阿蘇エルパティオ牧場	
21243010234 21843040001		2	馬	級外	夢大地グリーンバレー	
11342532815		1	肉用牛	1級	赤水牧野組合	
5月23日 (木)	31743040007 31743040002 31843040003 31843040002 31943040001 31943040002 31943040003 31943040004	8	豚	2級	淋種豚場	
	11350035131	1	肉用牛	2級	株式会社カミチクファーム九州譲葉牧場	
	11372131576 11535783703 11445360629	3	肉用牛	2級	株式会社社矢岳牧場	

熊本県告示第194号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
21243020 005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 宮村 美賀子	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子
21601180 005	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 宮村 美賀子	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子
21643040 004	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 宮村 美賀子	熊本県熊本市中央区国府四丁目1-59 堤 美賀子

熊本県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）7月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町大字目丸字地ノ又 2543番地先から	前	4.5 ～ 14.9	72.6	単道改
		上益城郡山都町大字目丸字迫口 2179番1地先まで	後	6.0 ～ 26.5		
		上益城郡山都町大字目丸字居屋敷 1628番1地先から	前	3.4 ～ 29.2	525.9	
		上益城郡山都町大字目丸字宮下 1160番1地先まで	後	7.3 ～ 52.9		
		上益城郡山都町大字目丸字上前川 1026番2地先から	前	4.1 ～ 22.7	133.0	
		同所 1030番2地先まで	後	12.6 ～ 22.7		

2 区域を変更する期日 令和元年（2019年）7月26日

熊本県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年（2019年）7月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草郡苓北町坂瀬川字風月 102番1地先から 同所 95番1地先まで	前	11.7 ～ 14.4	26.7	防交
			後	20.8 ～ 34.3		

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)7月26日

熊本県告示第197号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成31年(2019年)熊本県告示第419号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制(以下「協定制」という。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年(2018年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

- 平成30年(2018年)1月から同年12月まで 若干
【まいわし】
- 平成30年(2018年)1月から同年12月まで 若干
【まさば及びごまさば】
- 平成30年(2018年)7月から令和元年(2019年)6月まで
若干
(2)第一種特定海洋生物資源の平成31年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
【まあじ】
- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干
【まいわし】
- 平成31年(2019年)1月から令和元年(2019年)12月まで 若干
【まさば及びごまさば】
- 令和元年(2019年)7月から令和2年(2020年)6月まで 若干

3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
 また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 (1)海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることか、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化をさらに進めることとする。
 (2)海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)
 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間)

平成31年(2019年)4月19日公表
 令和元年(2019年)7月26日一部改正

- 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針
- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
 - 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
 - 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることか、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
 - 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 - 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	1.4トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	6.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されて

いない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

1 本県における期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	1.4トン	6.0トン
うち平成31年(2019年)4月から令和元年(2019年)6月	0.2トン	1.5トン
7月から9月	0.3トン	1.5トン
10月から12月	0.7トン	1.5トン
令和2年(2020年)1月から3月	0.2トン	1.5トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1)各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
	・曳縄漁業	
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2)(1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協(参事/支所長)は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3)(1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4)本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- 1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあるとき、当該採捕の数量を公表するものとする。採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあるとき、当該採捕の数量を公表するものとする。
- 2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える、又はそのおそれがあるとき、当該採捕の数量を公表するものとする。採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあるとき、当該採捕の数量を公表するものとする。

- (5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の内容と採捕の早期の是正措置を本県内と漁業者等に対し講じるものとする。
- 1) 本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超えるおそれがあるとき
- ・ くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。
 - ・ 生存個体はすべて放流する。
 - ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
 - ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- 2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について
- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

- 1 採捕の停止命令について
- 本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。
- 期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。
- なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。
- 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。
- 遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面上での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面上での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

- 2 第5管理期間までの超過分の差引等について
- 小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。
- 第3管理期間の超過量0.5トンについては、第4管理期間において0.4トンを差し引いているため、第5管理期間は0.1トンを差し引くこととする。

	超過量合計	第3管理期間期首の差引き量	第4管理期間期首の差引き量(9か月分)	第4管理期間の残量による差引き量	第5管理期間期首の差引き量	第6管理期間以降の差引き量合計
第2管理期間超過分	3.4トン	0.3トン	0.3トン	0.7トン	0.3トン	1.8トン
第3管理期間超過分	0.5トン	—	0.4トン	—	0.1トン	—

公 告

熊本県公告第187号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
合同会社上村農園	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字壺番割1193番1ほか5筆
塚本 孝一	八代市鏡町野崎	八代市鏡町鏡字芝口参番割742番1ほか4筆
福間 要	八代市鏡町芝口	八代市鏡町鏡字芝口五番割821番ほか5筆
桑原 克尚	八代市鏡町宝出	八代市鏡町野崎字四番割714番2ほか3筆
フィールドマスタ ー合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口参番割719番1
本村 明	八代市北原町	八代市北原町字西北原157番1ほか2筆
串山 二博	八代市三江湖町	八代市三江湖町字添築中割249番ほか1筆
株式会社アグリ日 奈久	八代市日奈久新開町	八代市水島町字切揚2339番1
村井 亮太	八代市中北町	八代市中北町字中牟田3651番1
村井 亮太	八代市中北町	八代市中北町字北牟田3006番1ほか5筆
中田 繁紀	八代市西片町	八代市島田町字西中田1156番1ほか6筆
中田 繁紀	八代市西片町	八代市千丁町古閑出字四参番割1860番4ほか4筆
杉本 禅	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字四参番割1852番1
農事組合法人本渡 山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字堂面原3349番1
杉谷 薫	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字宮ノ前4629番

2 認可年月日

令和元年（2019年）7月17日

熊本県公告第188号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人いと だ	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1048番
甲斐 照久	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字長田1611番

2 認可年月日
令和元年(2019年)7月17日

熊本県公告第189号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社宮本農場	上益城郡御船町高木	上益城郡御船町大字高木字片皮子661番1ほか5筆
中島 正浩	上益城郡山都町麻山	上益城郡山都町黒川字道口14番2ほか6筆
株式会社きくようアグリ	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字辛川字久保1823番ほか1筆
鈴木 一男	菊池郡菊陽町曲手	菊池郡菊陽町大字戸次字金福1896番
株式会社ASO AGROSSTYLE	阿蘇市三久保	阿蘇市内牧字中番出1339番1
村上 守	阿蘇市永草	阿蘇市永草字堀1706番1ほか1筆
犬飼 忠綱	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町宮地字白土1027番ほか7筆
農事組合法人奥阿蘇くさかべ	阿蘇郡高森町草部	阿蘇郡高森町大字芹口字上芹口1321番ほか7筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2235番2ほか1筆
今田 良久	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字永野118番

2 認可年月日
令和元年(2019年)7月19日

熊本県公告第190号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字深田158番ほか3筆
池田 博年	球磨郡あさぎり町上西	球磨郡あさぎり町上西字脇ノ前612番ほか11筆

2 認可年月日
令和元年(2019年)7月19日

熊本県公告第191号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字七折1534番 ほか2筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深 田西	球磨郡相良村大字川辺字上七折1376 番1ほか27筆
有限会社西村牧場	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1272 番
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1176 番1
加江 文機	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字七折1456番 ほか8筆
伊東 明継	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字深水字買元732番1 ほか4筆

2 認可年月日
令和元年(2019年)7月19日

熊本県公告第192号

上天草市に事務所を置く教良木土地改良区理事長から令和元年(2019年)7月8日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年(2019年)7月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第193号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、西原村長日置和彦から日向・葉山・医王寺地区の換地処分をした旨の届出があった。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第194号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヤマダ電機テックランドNew八代インター店
八代市西片町字丸田1727番1 外
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 歩行者の通行の利便性の確保等
県道西方新八代停車場線側の敷地内への出入口は歩道を通過する必要があるため車と歩行者・自動車への注意喚起を行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
周辺には住宅があるため、早朝や深夜の出退・駐車車両及び荷下ろし作業等に係る騒音については特に配慮する必要がある。特定施設等から低周波音が発生する恐れのある場合はその対策を講じること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部総務部振興課
令和元年(2019年)7月26日から令和元年(2019年)8月26日まで

熊本県公告第195号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の 種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住 所	有効期限
熊本県肥 第140 0号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料2号	窒素全量： ：6.0 りん酸全量 ：6.0	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	大東株式会社 熊本県八代市 鏡町鏡115 9番地3	令和7年（ 2025年 ）7月27 日

熊本県公告第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字宮ノ前1119番1
1,772.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3824番25及び同3824番29
365.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1635番地270グレイスA棟105号
古川 浩哉
古川 由美

熊本県公告第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2294番4及び同2294番45
470.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡2052番地26
新 剛資

熊本県公告第199号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	尾方 幸治	球磨郡錦町大字西813番地1
理事	尾方 一博	球磨郡錦町大字西1892番地
理事	大石 萬	球磨郡錦町大字西1798番地2
理事	松崎 雄一	球磨郡錦町大字一武756番地4

理事	深江 重晴	球磨郡錦町大字木上南1049番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	蓑田 清春	球磨郡錦町大字木上東593番地
理事	中村 幸人	球磨郡錦町大字木上西1515番地
理事	松永 親	球磨郡あさぎり町深田東940番地1
理事	宮崎 伸幸	球磨郡錦町大字一武864番地
理事	濱川 栄喜	球磨郡錦町大字一武843番地
理事	福本 隆則	球磨郡錦町大字一武1783番地
理事	田中 典雄	球磨郡錦町大字木上南135番地2
理事	萩原 健	球磨郡錦町大字一武3719番地
理事	吉田 眞二	球磨郡錦町大字一武3117番地
理事	桑原 史一郎	球磨郡錦町大字木上東180番地3
監事	川原 計	球磨郡錦町大字西1510番地
監事	濱田 定武	球磨郡あさぎり町深田西15番地2
監事	佐無田 森	球磨郡錦町大字一武3879番地
就任		
理事	尾方 一博	球磨郡錦町大字西1892番地
理事	淵田 清	球磨郡錦町大字西1052番地
理事	市田 昇	球磨郡錦町大字西2020番地
理事	松崎 雄一	球磨郡錦町大字一武756番地4
理事	川村 和弘	球磨郡錦町大字木上南1714番地
理事	中村 隼人	球磨郡錦町大字木上北1585番地
理事	蓑田 清春	球磨郡錦町大字木上東593番地
理事	中村 幸人	球磨郡錦町大字木上西1515番地
理事	松永 親	球磨郡あさぎり町深田東940番地1
理事	宮崎 伸幸	球磨郡錦町大字一武864番地
理事	西嶋 保喜	球磨郡錦町大字一武815番地
理事	福本 隆則	球磨郡錦町大字一武1783番地
理事	田中 典雄	球磨郡錦町大字木上南135番地2
理事	萩原 哲	球磨郡錦町大字一武3839番地2
理事	吉田 眞二	球磨郡錦町大字一武3117番地
理事	桑原 史一郎	球磨郡錦町大字木上東180番地3
監事	原口 孝一	球磨郡錦町大字西802番地
監事	濱田 定武	球磨郡あさぎり町深田西15番地2
監事	柳瀬 正州	球磨郡錦町大字一武1880番地1

熊本県公告第200号

次のとおり県有林立木を公売する。
令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 物件の所在及び数量

次の各号毎に物件を公売する。

- (1) 主伐 菊池郡大津町講和記念造林矢護団地(64年生)
- | | | |
|-----|---------|-----------------|
| すぎ | 3, 284本 | 2, 549.68立方メートル |
| ひのき | 2, 246本 | 1, 040.39立方メートル |
| まつら | 14本 | 7.15立方メートル |
| さくら | 2本 | 0.85立方メートル |
| ざつ | 765本 | 129.09立方メートル |
| 計 | 6, 311本 | 3, 727.16立方メートル |
- (2) 主伐 阿蘇市興国造林車帰団地(50~77年生)
- | | | |
|-----|---------|-----------------|
| すぎ | 1, 019本 | 424.17立方メートル |
| ひのき | 1, 991本 | 1, 085.78立方メートル |
| まつら | 2本 | 0.88立方メートル |
| さくら | 3本 | 1.34立方メートル |
| くぬぎ | 112本 | 7.40立方メートル |
| ざつ | 546本 | 51.09立方メートル |
| 計 | 3, 673本 | 1, 570.66立方メートル |

(3)	主伐 すぎ ひの くぬ さく さつ 計	阿蘇市講和記念造林南河原団地 (50~66年生)	5, 578本 4, 059本 3本 3本 3本 374本 10, 017本	3, 736. 2, 357. 0. 0. 1.22 48.03 6, 143.74	24立方メートル 54立方メートル 71立方メートル 22立方メートル 03立方メートル 74立方メートル
(4)	主伐 すぎ ひの まつ くぬ さつ 計	阿蘇郡高森町公有林野県行造林小弾団地 (45~60年生)	3, 100本 3, 383本 1本 31本 130本 6, 648本	3, 609. 2, 010. 0. 13. 29. 5, 663.	40立方メートル 32立方メートル 24立方メートル 81立方メートル 18立方メートル 29立方メートル 24立方メートル
(5)	主伐 すぎ ひの さつ 計	阿蘇郡高森町講和記念造林畑部団地 (45~66年生)	2, 443本 2, 894本 1, 099本 5, 446本	1, 640. 1, 057. 20. 2, 718.	68立方メートル 22立方メートル 63立方メートル 53立方メートル
(6)	主伐 すぎ ひの けや さつ 計	阿蘇郡高森町講和記念造林城平団地 (57~81年生)	3, 536本 1, 321本 2本 267本 126本 5, 126本	2, 500. 760. 2. 55. 318. 3, 318.	79立方メートル 55立方メートル 16立方メートル 08立方メートル 58立方メートル 58立方メートル
(7)	主伐 すぎ ひの さつ 計	阿蘇郡高森町講和記念造林虎御前団地 (57~83年生)	2, 499本 1, 177本 64本 2, 580本	1, 044. 6. 5. 1, 057.	82立方メートル 2立方メートル 56立方メートル 10立方メートル
(8)	主伐 すぎ ひの さつ 計	球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地 (59年生)	5, 380本 1, 611本 5, 541本	1, 572. 18. 1, 591.	28立方メートル 78立方メートル 06立方メートル
(9)	主伐 すぎ ひの まつ もみ さつ 計	球磨郡五木村水源涵養林平野団地 (51~59年生)	1, 938本 871本 121本 7本 1, 898本 4, 835本	1, 141. 323. 132. 22. 462. 2, 082.	89立方メートル 90立方メートル 23立方メートル 60立方メートル 22立方メートル 84立方メートル
(10)	主伐 すぎ ひの まつ もみ つが つげ かや けや さつ 計	球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地 (50~67年生)	13, 976本 21, 969本 235本 154本 19本 1本 4本 25本 4, 053本 40, 436本	2600年記念造林 8, 027. 11, 553. 179. 369. 19. 0. 2. 26. 680. 20, 859.	48立方メートル 45立方メートル 63立方メートル 63立方メートル 93立方メートル 76立方メートル 35立方メートル 54立方メートル 07立方メートル 84立方メートル
(11)	主伐 すぎ ひの 計	人吉市県設模範林古の山団地 (66~72年生)	(SGEC認証森林) 3本 3, 826本 3, 829本	2.19 2, 202. 2, 204.	19立方メートル 73立方メートル 92立方メートル
(12)	主伐 すぎ ひの まつ けや さつ 計	球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地A (78年生)	(SGEC認証森林) 2, 735本 37本 8本 2本 566本 3, 348本	4, 429. 78. 10. 1. 126. 4, 646.	77立方メートル 90立方メートル 28立方メートル 12立方メートル 74立方メートル 81立方メートル
(13)	主伐 すぎ ひの 計	県設模範林下梶原団地B (75年生)	(SGEC認証森林)		

すぎ	3, 971本	3, 976.86立方メートル
ひのき	510本	297.91立方メートル
まつ	230本	422.03立方メートル
もみ	114本	276.31立方メートル
つが	53本	57.24立方メートル
ざつ	245本	101.96立方メートル
計	5, 123本	5, 132.31立方メートル

2 入札参加資格

木材業又は製材業を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去2年以内に木材取引の実績のある者
- (2) 過去2年以内に熊本県が行った県有林立木処分に係る入札に参加した者
- (3) 林業事業体として認定を受けている者
- (4) 一般社団法人熊本県木材協会連合会の木材業者及び製材業者会員登録を行っている者

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和元年(2019年)8月30日(金) 午前9時30分入札 即時開札

- (2) 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階1002会議室

4 入札保証金

競争入札に参加しようとする者は、入札執行の際、入札見積金額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の100分の8以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。また、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、熊本県に帰属する。

5 無効入札に関する事項

入札に参加する資格のない者が行った入札及び10の注意事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約締結期限

契約締結の期限は、令和元年(2019年)9月12日(木)とする。

7 契約保証金等

- (1) 契約金額(消費税及び地方消費税の相当額を含む。)の100分の10以上の額を現金又は銀行支払保証小切手により納入するものとする。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

8 物件の搬出期限

令和3年(2021年)9月30日までとする。

9 現場説明の日時及び集合場所

- (1) 菊池郡大津町講和記念造林矢護団地
令和元年(2019年)8月19日(月)午前10時00分 菊池市「四季の里旭志駐車場」
- (2) 阿蘇市興国造林車帰団地
令和元年(2019年)8月19日(月)午後3時00分 阿蘇市「大観峰駐車場」
- (3) 阿蘇市講和記念造林南河原団地
令和元年(2019年)8月19日(月)午後1時00分 阿蘇市「大観峰駐車場」
- (4) 阿蘇郡高森町公有林野県行造林小弾団地及び阿蘇郡高森町講和記念造林畑部団地
令和元年(2019年)8月20日(火)午後1時00分 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
- (5) 阿蘇郡高森町講和記念造林城平団地及び阿蘇郡高森町講和記念造林虎御前団地
令和元年(2019年)8月20日(火)午前9時00分 阿蘇郡高森町「阿蘇森林組合高森支所駐車場」
- (6) 球磨郡球磨村公有林野県行造林上広野団地
令和元年(2019年)8月7日(水)午後1時30分 球磨郡球磨村「球磨村役場駐車場」
- (7) 球磨郡五木村水源涵養林平野団地
令和元年(2019年)8月8日(木)午前9時00分 球磨郡五木村「五木村森林組合駐車場」
- (8) 球磨郡水上村紀元2600年記念造林岩野川内団地
令和元年(2019年)8月9日(金)午前9時00分 球磨郡相良村「相良村森林組合駐車場」
- (9) 人吉市県設模範林古の山団地
令和元年(2019年)8月7日(水)午前10時00分 人吉市「球磨地域振興局駐車場」
- (10) 球磨郡五木村紀元2600年記念造林下梶原団地A
令和元年(2019年)8月8日(木)午後1時30分 球磨郡五木村「五木村森林組合駐車場」
- (11) 球磨郡五木村県設模範林下梶原団地B

令和元年(2019年)8月9日(金)午前9時00分 球磨郡相良村「相良村森林組合駐車場」

(12) 現場説明日程の延期
現場説明日が荒天の場合、日程を延期するので11の問合せ先に連絡すること。

10 注意事項

- (1) 入札希望者は、当該物件を熟覧し、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第1号)及び熊本県国有林立木等売払代金の延納に関する規則(昭和32年熊本県規則第51号)を承知の上、入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 郵便による入札は、認めない。
- (4) 入札当日、応札者で2(1)に該当するものは、木材取引に係る契約書の写し等(市場の出荷証明書等を含む。)を持参すること。

11 問合せ先

熊本県農林水産部森林局森林整備課県有林班
電話 096-333-2439

熊本県公告第201号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2967番8
229.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋752番地2パークハイムI201号
松岡 辰樹

熊本県公告第202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字小合志原3824番3
247.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋1527番地シャーマゾン須屋I103号
藤本 将大
藤本 愛美

熊本県公告第203号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年(2019年)7月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	江藤 弘	上益城郡御船町大字滝川606番地
理事	福嶋 昭徳	上益城郡御船町大字木倉5087番地
理事	森田 義美	上益城郡嘉島町大字北甘木1057番地
理事	山地 正輝	上益城郡御船町大字小坂1262番地1
理事	穀本 祐二	上益城郡御船町大字木倉2437番地2
理事	池田 秋則	上益城郡嘉島町大字上六嘉193番地
理事	吉住 明宏	上益城郡御船町大字高木1776番地
理事	沖 徹信	上益城郡御船町大字高木4134番地1

理事	村上 卓也	上益城郡嘉島町大字上六嘉1080番地
理事	川地 良一	上益城郡御船町大字小坂21番地
理事	富永 幸則	上益城郡御船町大字高木1193番地
理事	里山 敏治	上益城郡御船町大字滝川1545番地3
理事	松崎 憲一	上益城郡御船町大字木倉6585番地
監事	吉岡 剛	上益城郡御船町大字高木3014番地
監事	本田 廣光	上益城郡御船町大字辺田見778番地
監事	大塚 敏明	上益城郡嘉島町大字上六嘉2035番地
就任		
理事	沖 徹信	上益城郡御船町大字高木4134番地1
理事	里山 敏治	上益城郡御船町大字滝川1545番地3
理事	森田 義美	上益城郡嘉島町大字北甘木1057番地
理事	山地 正輝	上益城郡御船町大字小坂1262番地1
理事	松崎 憲一	上益城郡御船町大字木倉6585番地
理事	池田 秋則	上益城郡嘉島町大字上六嘉193番地
理事	吉住 明宏	上益城郡御船町大字高木1776番地
理事	林田 眞一	上益城郡御船町大字木倉834番地
理事	井島 幸雄	上益城郡御船町大字辺田見1524番地
理事	富永 幸則	上益城郡御船町大字高木1193番地
理事	川添 誠一	上益城郡御船町大字小坂1676番地1
理事	村上 卓也	上益城郡嘉島町大字上六嘉1080番地
理事	配藤 栄次	上益城郡御船町大字木倉5255番地
監事	穀本 祐二	上益城郡御船町大字木倉2437番地2
監事	倉岡 洋	上益城郡御船町大字小坂1300番地
監事	平井 秀一	上益城郡嘉島町大字北甘木1448番地

登載依頼

熊本県教育委員会公告第5号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）7月26日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
5,952,409キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年（2019年）2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
91,186,712円（うち消費税及び地方消費税の額7,507,960円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年（2019年）1月11日

熊本県教育委員会公告第6号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年

熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)7月26日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2
5, 563, 780キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年(2019年)2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
86, 187, 895円(うち消費税及び地方消費税の額7, 089, 362円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年(2019年)1月11日

熊本県教育委員会公告第7号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等
又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令
」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年
熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)7月26日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
5, 138, 805キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年(2019年)2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
81, 203, 149円(うち消費税及び地方消費税の額6, 697, 808円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年(2019年)1月11日

熊本県教育委員会公告第8号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等
又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令
」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年
熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)7月26日

熊本県教育長 古閑 陽一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
5, 082, 812キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育総務局学校人事課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成31年(2019年)2月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本東営業所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額

- 78, 699, 296円(うち消費税及び地方消費税の額6, 486, 464円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成31年(2019年)1月11日

熊本県公安委員会告示第6号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、令和元年8月1日から施行する。
令和元年7月26日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

1の表熊本中央警察署葉園町交番の項中「葉園町交番」を「子飼交番」に、「同同葉園町」を「同同子飼本町」に改める。

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、条例第7条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会について、条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。
令和元年(2019年)7月26日

株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社一条工務店
 - (2) 代表者の氏名 代表取締役 岩田 直樹
 - (3) 主たる事務所の所在地 東京都江東区木場5-10-10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
 - (2) 種類 その他の造成事業
 - (3) 規模 約60.9ha
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県菊池郡大津町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域
熊本県菊池郡大津町
- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
 - イ 大津町役場(住民福祉部環境保全課)
 - (2) 期間 令和元年(2019年)7月26日(金)から令和元年(2019年)8月26日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
 - (4) 電子縦覧 <https://www.ichijo.co.jp/mega/ku>
[mamotokikuchi/2/](https://www.ichijo.co.jp/mega/ku)
- 6 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 令和元年(2019年)9月9日(月)当日消印有効
 - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函、または問
合せ先への郵送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載
すること。)
- 8 説明会の開催
 - (1) 1回目: 令和元年(2019年)8月8日(木)午後6時から午後7時 平川地区
公民館分館(熊本県菊池郡大津町大字平川476-2)
 - (2) 2回目: 令和元年(2019年)8月20日(火)午後7時から午後8時 大津町
町民交流施設(オークスプラザ)ふれあいホール(熊本県菊池郡大津町大
字大津1220-1)
- 9 問合せ先

〒430-0926
静岡県浜松市中区砂山町354番14 3F
株式会社一条工務店 新規事業推進部 メガソーラー事業課
(担当)辰野 正訓
電話 053-450-4711

熊本県公安委員会規則第3号

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月26日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

熊本県公安委員会公印規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会公印規則（平成13年熊本県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

- 第3条に次の1項を加える。
- 5 管理責任者は、公務の円滑な運営のために必要があると認めるときは、警部以上の階級（これに相当する職を含む。）にある職員のうちから補助者を指名して、保管責任者の事務のうち、公印（管理責任者が補助者ごとに指定した公印に限る。）の使用に係る事務を補助させることができる。

第6条第2項中「保管責任者」の次に「又は補助者」を加える。

附 則

この規則は、令和元年7月26日から施行する。